

令和 8 年 第 2 回 定例会

浦 臼 町 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 1 1 日 開会

令和 8 年 6 月 1 1 日 閉会

浦 臼 町 議 会

浦臼町議会第2回定例会 第1号

令和8年6月11日（木曜日）

○議事日程

- | | |
|----|---|
| 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 会期の決定 |
| 3 | 諸般報告 |
| 4 | 行政報告 |
| 5 | 一般質問 |
| 6 | 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 7 | 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 8 | 報告第3号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について |
| 9 | 議案第19号 令和8年度浦臼町一般会計補正予算（第2号） |
| 10 | 議案第20号 令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 11 | 議案第21号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について |
| 12 | 議案第22号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 13 | 議案第23号 浦臼町米穀乾燥調製貯蔵等施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 14 | 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて |
| 15 | 同意第3号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて |
| 16 | 同意第4号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて |
| 17 | 同意第5号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて |
| 18 | 同意第6号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて |
| 19 | 同意第7号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて |
| 20 | 同意第8号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて |
| 21 | 同意第9号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて |

22	同意第10号	農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
23	同意第11号	農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
24	同意第12号	農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
25	同意第13号	農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
26	同意第14号	農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
27	同意第15号	農業委員会委員の任命の同意を求めることについて
28	意見書案第2号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
29		所管事務調査について（総務産業常任委員会、議会運営委員会）
30		議員の派遣について

○出席議員（8名）

議長	8番	小松正年君	副議長	7番	柴田典男君
	6番	静川広巳君		5番	中川清美君
	4番	野崎敬恭君		3番	高田英利君
	2番	土屋慎一君		1番	砂場明君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	川	畑	智	昭	君
副	町	長	石	原	正	伸	君
教	育	長	河	本	浩	昭	君
総	務	課	城	宝	睦	己	君
総	務	課	主	幹	良	弘	君
総	務	課	主	幹	隆	広	君
住	民	課	長	明	日	将	君
住	民	課	主	吉	見	美	紀
福	祉	課	長	齊	村	淑	恵
				藤			君

栗馬山上國横位	野狩崎嶋田井田	敏範俊朋正	朗一哲文子樹勝	君君君君君君君
---------	---------	-------	---------	---------

局 長 中 田 帶 刀 君
書 記 藤 澤 翔 太 郎 君

開会 午前 10 時 09 分

◎開会の宣告

○議長（小松正年君）

本日の出席議員は 8 名です。定足数に達しております。

ただいまから、令和 8 年第 1 回浦臼町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（小松正年君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小松正年君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を会議規則第 118 条の規定により、議長において、1 番砂場議員、2 番土屋議員を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（小松正年君）

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 15 日までの 5 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 15 日までの 5 日間と決定しました。

◎日程第 3 諸般報告

○議長（小松正年君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

初めに、令和 8 年第 1 回定例会以降、本日までの議長政務報告をお手元に配付してありますのでお目通し願ひ、主なもののみ報告します。

5 月 26 日、町村議会議長・副議長研修を東京国際フォーラムにて行いました。

講演内容は、1 番目、「地方創生の先行き―地域未来戦略とともに―」と題して、一般財団法人地域活性化センターの理事長、林崎 理氏であります。

2 番目に、「人口減少社会における外国人材の確保・育成の実践」と題して、東海大学教養学部人間環境学科 教授、万城目 政雄氏であります。

3 番目が、「男女共同参画で地域を元気に～人口減少社会を生き抜く方策～」と題

して、京都女子大学 学長、竹安 栄子氏であります。

最後に、「女性模擬議会の取組」についてを、竹安京都女子大学長をモデレーターに、宮城県蔵王町議会から３名の女性議員が登壇され、貴重なお話を聞くことが出来ました。

以上、４点の講演を聞いてまいりましたが、大いに刺激を受け勉強になりました。

以上、報告といたします。

次に、監査委員より令和８年３月から令和８年５月に実施した例月出納検査結果の報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、ご承知願います。

次に、総務産業常任委員長及び議会運営委員長より所管事務調査の報告がありました。その写しをお手元に配付してありますので、ご承知願います。

以上、３件について報告済みとします。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 行政報告

○議長（小松正年君）

日程第４、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

おはようございます。

令和８年第２回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶と行政報告を申し上げます。

さて、本日をもって召集いたしました第２回定例会では、議案５件、報告３件、同意１４件を上程いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明をいたしますので、十分ご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

この際、第１回定例会以降の動静につきましてご報告を申し上げます。

まず、農業情勢についてお話をさせていただきます。

先月１日に浦臼町地域農業再生協議会を開催し、本年度の生産の目安を基本とした水稻の作付動向や、経営所得安定対策についての協議を行ったところでございます。一昨年から続く米価の高騰により、主食用米作付に対する意欲は依然高い傾向でしたが、結果的に主食用は微減となり、他の用途との合算で昨年を上回る面積となったところでございます。国では今年の３月に食料システム法に基づく米のコスト指標を公表するなど、適正米価の確保に努めているところですが、大量の民間在庫を背景に長期的な低下傾向が続いているのが現状です。様々な要因が重なり、人件費や資機材など生産コストが増加・増大する中、農業者の皆さんはもとより、消費者の方も安心して納得の出来る真の適正価格が、８月に予想される概算金として示されることを切に望むものでございます。

また、来年からの施行に向け現在改訂作業が進められている水田活用直接支払交付

金につきまして、今週の日曜日に全国８か所で、ＪＡグループなどから意見を聞く、意見交換会が開催されたところです。米価と並び、安定した農業経営の根幹となる重要施策であり、将来を見通せる確固たる制度設計に期待したいと思うところです。

次に、今年度から北海道との人事交流により、女性職員１名を総務課企画係に配属しています。赴任当初にご挨拶させていただきましたが、広報業務等を通じ町に出る機会も多く、広報で情報発信するなど、活発に業務をこなしていただいております。今後はイベント等により町民等との関わりも増えてきますので、交流を通してこの町になじみ、一職員として町行政及び町民との関わりを持っていただければと考えているところです。

最後になりますが、４月１３日に鈴木知事が道内各地を回り、地域づくりの実践者、事業者などと直接懇談するなおみちカフェが多世代交流施設えみるで行われました。本町からは浦臼キングメルティー愛好会とベじらいぶの代表者、そして地域おこし協力隊からも参加いただき、知事との懇談を行っていただいたところです。懇談後、知事から感想と激励の言葉もいただき、参加者の皆さんにとって今後への励みになる会になったものと思っています。

行政報告につきましては以上でございます。

○議長（小松正年君）

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。

これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第１回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、何点か報告をさせていただきます。

４月７日に小中学校の入学式が行われ、小学校につきましては１２名、中学校は１３名の新入学児童・生徒を迎え、新学期が始まりました。

順調に教育活動が行われておりまして、５月の中学校の本山町への修学旅行、順延し６月１日開催の中学校の陸上記録会、６月６日開催の小学校の運動会につきましても、無事終了をしております。多くの来賓にお越しをいただき、子どもたちの元気な様子をご覧いただき、ご声援を賜り、感謝を申し上げるところでございます。

学校と地域との関わりをより一層深め、町ぐるみで子どもたちを育てていければと思っていますところであります。

４月９日のみどり学園入園式につきましては、５名の新入園生を迎え、昨年度より１名増の４３名でスタートをしております。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第５ 一般質問

○議長（小松正年君）

日程第5、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、柴田典男議員。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

おはようございます。

令和8年第2回定例会一般質問において、私の方から町長に1点質問をお願いしたいと思います。

件名につきましては、本町における地域おこし協力隊の現況と将来についてであります。

令和6年度において全国で活動している協力隊員は7910名、うち道内は1307名で全国の16.5%に及びます。道内受け入れ自治体は161団体であり、道内定住率は77%となっております。

道内隊員数の多い自治体は、東川町の80名を筆頭に別海町、厚真町、沼田町、ニセコ町、美瑛市がそれぞれ目立っております。

本町の隊員は現在4名で、それぞれスキルを活かして町の活性化に一役も二役も活躍しているものと拝見しております。道内自治体の平均が1自治体当たり約8.1名の採用をしています。本町も、将来に向けて隊員募集拡大を考える機会と捉えます。

隊員を増やすことで人口の増加を図り、農業や商工会の活性化に役立つものと考えます。ただ同時に、役場の担当職員の業務が増え負担となつては、一般業務に支障をきたします。

そこで次の質問をします。

一つ目として、本町における協力隊活動の現状と課題は。

二つ目として、協力隊事業に地方創生交付金等の活用をしているのかどうか。

3番目として、定住に向けて、あるいは起業、就農に向けた支援の体制、更に商工会員増加に向けた連携などは検討されているのか。

4番目として、民間委託あるいは専任コーディネーターの活用を検討してはどうかということであります。この4番目に関して、参考までに民間委託を実施している自治体の例を挙げてみますと、起業家育成型として厚真町。専任コーディネーター型として清里町。地元法人委託型として沼田町を参考としていただきたいと思います。それぞれに人口増加に効果が出ている自治体であります。特別交付税のサポート経費の活用も図られます。

今後に向けた町の積極的な政策を期待します。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊制度は、都市部の人材を地方へ受け入れ、地域ブランドや地場産品の開発・販売、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図ることを目的として、平成21年度に創設された国の制度であります。

1点目の本町における協力隊活動の現状と課題についてであります。まず募集の面では、農業支援員やデジタルサポート隊員を継続的に募集しておりますが、現時点では採用には至っていません。地域おこし協力隊として本町で活動し、定住したいと思っていただけるよう、町の情報や募集内容のより明確な発信に努めてまいります。

次に、活動面においては、現在4名の協力隊活動により町の魅力発信や交流人口の拡大、地域行事への参画など、地域活性化に向けた様々な取組が進められています。これらの活動を支えるためには、単に隊員を受け入れるだけでなく、活動期間中の支援や任期終了後の定住・定着につなげるための伴走支援が重要になってきます。

本町におきましても、担当課職員が日常的に隊員との面談や相談対応を行っており、活動全般に対する助言から任期終了後の起業や定住に向けた相談など、幅広い支援を行っているところであります。

一方で、担当課職員の業務量の増加を伴うものであり、受入人数の拡大にあたっては、隊員の活動環境や支援体制の整備・充実と併せて検討すべき課題となっています。

2点目の地方創生交付金活用の有無でございますが、これまで地域おこし協力隊の事業活動に係る経費については、特別交付税の範囲内で対応しており、本交付金を活用した事例はございません。

3点目につきましては、地域おこし協力隊制度の成果を高めるためには、任期終了後に本町へ定住し、地域の担い手として活躍していただくことが重要であると考えます。起業を希望する隊員に対しては商工会と連携した相談体制を整えるとともに、地域とのつながりづくりを目的として、商工会青年部への参加などを通じた交流機会の創出を図っています。

就農希望者に対しては、JAピンネや農業委員会と連携し、就農に向けた相談や情報提供を行うなど、円滑な就農につながるよう支援を行っています。今後におきましても、関係機関との連携を図りながら、隊員一人ひとりの希望や適性に応じた支援を行い、定住・定着の促進と地域の担い手確保につなげてまいります。

4点目のご質問、民間委託や専任コーディネーターの活用についてでございます。

まず、民間委託につきましては、従来の行政が直接雇用する会計年度任用職員とは異なり、専門的なノウハウを持つ民間事業者を活用することによる戦略的かつ効果的な隊員の募集や選定、柔軟な働き方が可能となり、任期満了後の就業先となることで定住に直結しやすい点等がメリットとして考えられます。

専任コーディネーターにつきましては、隊員の活動に特化した専門的なサポートや活動の質の向上等のほか、地域住民との継続的な関係構築も期待できます。現在は町の担当課職員がこの役割を担っている状況にあります。

これらは現時点において、直ちに導入できるものではございませんが、先進事例等

を参考にするとともに、地域の実情に精通しているかなど委託先としての適格性の判断や隊員の採用数、職員の業務負担に応じて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

それでは再質問させていただきます。

国勢調査によると、本町の人口は5年間で11.49%、199名の減少により、現在1533名との報告がありました。人口減少を少なくしたいという町長の思いは、現実として歯止めがかかっていないのが現状ではないかと思います。

今回提案した協力隊の増員については、財政、経済、町の活性化の点で現実的な施策の一つと考えられると思います。交付金収入があり、起業、就農をすれば最も効果が得られると思います。更に今回、民間委託、コンサル委託への移行がなぜ本町に必要なのか。清里町や厚真町、あるいは沼田町の成功事例を参考にいろいろと見させていただいた中で、本町においても取り入れることはできないのかということで提案させていただいております。

役所の直接管理による業務量の増加が職員にとって大きな負担となっていないか。本町のような小規模自治体では専任職員を置く必要があるのではないか。特別交付税のサポート経費の活用によって経費を抑え、専門のノウハウを活用することにより、様々な連携が生まれていくと思います。将来の隊員の定住・定着、そして商工会との連携により、本町の活性化への波及効果は大きなものがあると考えております。

参考までに3町出させていただいたのですけれど、東川町が80名、厚真町は36名、沼田町は34名、美唄市が26名、ニセコ町では32名と、それぞれ相当数の協力隊員が現状としているわけです。よく報道に出ます北海道内で住んでみたい町、行ってみたい町。どうでしょう、住んでみたい町の候補としてこれらの町が全て挙げられるのですね。ということは、何かしらの効果が出ているということがわかると思うのです。

私も、町職員がそれぞれ担当するのではなく、委託によって各課にこういうことができるのだよという専門ノウハウが知識として入るのではないかとということで、ぜひ理事者に考えていただきたいと、将来のうちの町のために考えて欲しいなと思っております。

いわゆる委託することによるメリットもあれば、デメリットもあると思います。メリットを考えてみたのですけれど、一つ目として、隊員との伴走で孤立を防ぐことができる。2番目として、起業・定着までの一貫支援が可能となる。3番目として、何よりも職員の負担が軽減され、本来の一般業務に集中できるということがあります。リスクとして考えられることは、全面委託によって丸投げ的な活動になる可能性がある。2番目として、一番大切な地域との関係構築が希薄になる可能性があること。3番目として、委託することによって本来隊員は給与のほかに活動助成金が別枠とし

て、国からも限度額が指定されているわけですが、その活動予算が減額となる可能性があるということがデメリットとして挙げられるわけですが、それにしてもこれだけ小さい自治体ですから、全ての業務を職員がやっていく、それぞれの課でやっていくのも大変なところがあるということで、委託について検討しますというお言葉はありましたが、町長のもっと積極的な方針をお聞きしたいなと思って再質問いたします。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

再質問にお答えいたします。

私も例として挙げられた3つの町、厚真、清里、沼田について、どういう現状になっているのかを調べさせていただきました。

厚真町につきましては、道内外でそういった町の協力隊に対する取り組みをサポートしているエーゼロという会社でしたか、特定の会社が担われてるということで、起業型と研究型という二つの採用型が目立ったところですけど、確実に将来その町で起業することを目的とした方を受け入れるという、本当に特化型なのかなと受け取りました。

清里町につきましては、仕掛け人ラボという組織が協力隊で構成されたような組織で、それも協力隊を募集して構成しているというような形で、協力隊が協力隊を受け入れて支えていくというような形を取られているのがわかりました。

沼田町につきましては様々あるのですが、商工業に関しましては地元の商工業者に直接委託をかけて、そこで業務を覚えて、将来的にそこでの就業も含めて支えていくというような形で、それぞれ3者3様で協力隊を支えているというのがよくわかったところです。

本町でそのような、いずれかの取り組みができるかというところですけど、今のお話にもありましたように、職員が全て支えるというのはやっぱり限度があると思っています。小さな町ですから、全職員60名弱の中で30名の協力隊を支えるというのはかなり厳しいですし、現実的ではないのかなとも思っております。

その中で、今までは少しずつ増えていって、それが将来別な形になっていけばなと思っておりまして、以前の一般質問で集落支援員という形のご質問をいただいたときも、他の町では集落支援員の方が協力隊を支えているという実情もありました。その時も申し上げたのは、やはり適材といいますか、そういう方がいて初めて成り立つのかなとその時はお答えしましたが、今回のお話では民間という可能性も一つとしてあるということでございますので、積極的な言葉を求められているということですが、これだけ人口減少が進む中で本当に新規就農者も含めて協力隊というのは、町の人口減少に少しでもブレーキをかける一つの施策だと思っております。

来年からすぐやりますというようなことは言葉としては言えませんが、何とか協力隊を増やしていけるような仕組みは職員と共に検討していきたいと思っています。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

参考に挙げた3町については多分見るだろうなと思ったから挙げておいたのですが、おっしゃるとおり、自分も調べたとおりの内容です。

ただ、厚真町についてはいわゆる震災復興も兼ねてということもあって、都市部から起業するための志願者を中心に募集しているわけです。それでそのまま着任して、町内で起業して定住をしているというのが現状にある。これだけの人数を令和6年で募集したから、今活動しているということになります。清里町については専任で1名ということなのですが、作戦的にそういう方々を募集しようという内容が多いんですけど、沼田町だけはやっぱり独自の地元の商工会の方々と連携している。協力隊がその町に定住して残ろうとする一番のいい方向というか要因は、地元といかに連携して3年間を過ごせたかというのが一番大きいなと思うのです。

この中でいくと、やはり沼田町のやり方は地元に着した中で、商工会と密着した中で定住者を増やしていこうというのが基本にあるので、一番参考になるのかなと思うのですが、是非とも、他にも参考になる町があるのかもしれないですが、この3町に職員を派遣しませんか。勉強してこいということで、お宅はどのような内容でどのような委託をやっているのかと、本当に実際に行って勉強した方が、話を聞くのが早いと思うのです。別海まで行くとちょっと遠いですが、それぐらい職員を派遣して勉強してこいということで、やりませんか、どうですか。

○議長（小松正年君）

答弁できますか。

川畑町長。

○城宝睦己君

3町の中では清里もかなり遠いところですけど、他の2町は比較的近い場所でもありますし、検討します。

○議長（小松正年君）

次に、発言順位2番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

令和8年度第2回定例会におきまして、町長にガバメントハンター導入について質問いたします。

昨年度日本全国で熊の出没が相次ぎ、件数は約5万件、人身被害は少なくとも238名、うち13名が死亡と、過去最悪の数字であると環境省などが公表しており、特に東北・北海道を中心に被害が深刻化した年となりました。

浦臼町においても、熊の出没回数は近年徐々に増えていると思われます。過去には石狩川河川で銃猟をしたり、高台で箱わなを使い熊を捕獲するなど、対応を迫られていました。そして昨年は市街地にも熊の出没の痕跡があったと聞いております。

本年度も既に近隣自治体では熊の出没情報が多数確認されているようです。このままでは、住民の安全が脅かされることを大変危惧しております。

浦臼町の熊被害の防止対策について町長がどのように考えているのかをお伺いいたします。

また最近、道警では熊対策のガバメントハンターチームが立ち上がり、自治体でもガバメントハンターの導入や検討が進んでいると聞いております。ガバメントハンターがいる自治体では熊の出没に対しスムーズに対応ができて大きな効果を発揮しているとのこと。今後、浦臼町にガバメントハンターを導入する考えがあるのか併せてお聞きいたします。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

野崎議員のご質問にお答えいたします。

昨年、町内での熊の目撃情報は山側で2件、監視カメラでの撮影が1件、石狩川河川敷で1件あり、合計4件の目撃情報がありましたが、箱わな等の設置までには至っておりません。

また、熊の足跡やふんは数か所で発見されていますが、ふんに関しましては市街地付近で発見されたことから町民へ注意喚起をしたところでございます。

近年、全国的に熊の出没やこれに伴う被害が課題となっており、本町におきましても、町民の安全安心を確保するための迅速な対応は、極めて重要であると認識しております。

議員ご提案の「ガバメントハンター導入」につきましては、出没時に即座に動ける体制を構築できるというメリットがありますが、本町における現在の熊の出没頻度や実際の緊急出動回数を勘案いたしますと、年間を通じて専門員を常時配置するほどの段階には至っていないと判断するところでございます。

今後とも、出没情報の速やかな共有と、地域の猟友会をはじめとする関係機関との緊密な連携のもと、迅速な初期対応に万全を期すとともに、今後の熊の出没動向や被害状況の変化を注視し、必要に応じて体制の見直しを含め、柔軟かつ効果的な対策に努めてまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

町長の判断といたしましては、まだちょっと早いというお話でございしますが、実際、熊がどのような行動を起こすかはなかなか予見できないところでありまして、ちょっと人の顔を見れば逃げて帰る熊もいれば追いかけてくる熊も、それから噛みついてくる熊もいます。そうなったときに大変な問題が起きると。最近は特に凶暴化して肉を

食べ慣れた、肉食化した熊が増えてきたという問題が最近言われております。

私がまた一番心配するのは、近隣の市でありました、市からの依頼でハンターが銃猟に出て、そして警察官帯同のもと銃猟を行ったときに、細かい事情はあったのですが、警察に送検されてしまったと。結局は検察の方では不起訴にはなったわけですが、ハンターの猟銃は没収されたまま帰ってこないと。しかもそのことで最高裁まで争わなければならなかったという、非常にまれなケースではありましたが、私たちの町の猟友会のハンターがそのようなことになったらどうかという問題もあります。

私が一番心配するのはそこで、できれば町の職員で、資格を持っている方もおられます。そういう方にガバメントハンターとして兼務していただく。浦臼はそんなに熊の出没が多い方ではないですが、ガバメントハンターのいる他の町村ではかなりの回数熊が出没し、捕獲されているということなので、そこまで浦臼は多くはないのですが、準備しておくことに迷いを持たない方がいいのではないかなと考えるところでございます。

職員の中にはハンター資格を持っていて、そして害獣として一番金額的に大きい被害を与えているシカなどをよく捕獲してる人がいると聞いておりますので、できればそういう人たちに、少ない回数ですがガバメントハンターとして、熊猟の講習なども受けてもらって、住民の安全安心のために、いざとなったときにはすぐ町長の判断でガバメントハンターが動き、それから猟友会、それから警察と、スピーディーな対応ができる体制は取っておくべきでないかなと思っておりますし、また、町長も防災だとか、そのようなことには理解のある方ではないかと思っておりますので、町長の答弁を伺いたいと思います。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

再質問にお答えいたします。

今、お話がありましたようにガバメントハンターということで、ちょっと確認してはいませんが、常勤をイメージされているのか非常勤をイメージされているのがちょっとわからなかったのですが、つい最近、道の方でガバメントハンターとして札幌猟友会の方を採用したということでしたけれど、その方は非常勤だったと伺っているところです。

うちは猟友会との関係性も非常に良好で、本当に協力的に率先して動いていただいているというのが現状にあるというのが一つあります。更に、猟友会のメンバーであるとともに、町の実施隊のメンバーでもあるということで、そういう有事の際には積極的に出てきていただいているというのが現状にもありますので、なかなかガバメントハンターというところまではまだ考えが至っていないところでございます。

川の向こうのように本当に頻繁に出没するとか、そこに居座るとか、そういう厳しい状態になってから考えるのでは遅いと言われるかもしれませんが、そういう事態が本当に見込まれるような段階に至ったときには検討させていただきたいと思い

ますが、今の猟友会さんの協力的な姿勢を見ておりますと、今の段階で十分対応できていると考えておりますので、今はまだ設置の段階ではないという判断は変わっていないところです。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

野崎議員。

○４番（野崎敬恭君）

ちょっと質問に漏れがありましたが、当町の職員でありハンターの資格を持った職員に通常勤務とは別に兼務で緊急銃猟ですとか、ガバメントハンターをお願いしたらどうかという、そういった腹つもりでしたけど言葉が短かったわけでございます。

また、国もこのガバメントハンター制度に交付金を出して、しっかり育成していこうという方針です。全部が全部、国が交付金出してくれるわけではないですけど、数が少ないから、今いる当町の職員のハンターをガバメントハンターとして、当面は兼務で体制を整えて、住民の安全安心につなげたほうがいいのではというのが趣旨でございます。そういったことで、町長の最後の言葉を聞いて終わりたいと思います。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

おっしゃられる中身につきましては理解しましたので、そのようなことが可能なのかも含めまして、検討させていただきます。

○議長（小松正年君）

それでは暫時休憩いたします。

再開時間を１１時５分といたします。

休憩 午前１０時５４分

再開 午前１１時０３分

○議長（小松正年君）

それでは全員おそろいですので、会議を再開いたします。

発言順位３番、砂場明議員。

砂場議員。

○１番（砂場明君）

令和８年第２回定例会にて一般質問をさせていただきます。

私からは町長に、浦臼町立診療所の現状ということでお尋ねいたします。

昨年に診療所が建て替えられ、新しい病院での診療も開始し、４月より指定管理者の再契約とともに診療体制の変更もあり、どう変わるか楽しみにしておりました。

しかし、医師の確保等の要因で休診が相次ぐ事態になり、４月・５月は予定外の診察となっていたと思います。

それでも町の努力と砂川市立病院の協力もあり、６月の診療は休診日も解消されま

した。しかし、6月のシフトを見ると月・水・木が午後の診療となっており、診察の受付終了も4月から16時になっております。

この状況を一番困惑してるのは町民と考えます。町民に広く伝えることも大事だと思い一般質問といたしました。

そこで町長にお尋ねします。

新しい診療体制はどのように決まったのか、それがどう機能しなかったのか等、今までの経緯と現状の説明をお尋ねします。

次に、今後はどのような診療体制を考えているのかお尋ねいたします。

次に、6月の休診日は無くなっているが、午後の診療が半数以上であることから、昨年度の午前と午後の患者数の割合はどうかお尋ねいたします。

最後に、今年度4月以降の指定管理者の対応はどう捉えているのかお尋ねいたします。

以上、答弁よろしくお願いします。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

砂場議員の1点目のご質問にお答えいたします。

新しい診療体制につきましては、週5日のうち1日を仲泊医師が担当し、その他の4日を協力医療機関から派遣される医師が担当することを、町を含めた3者で確認し、決定したところでございます。町といたしましては、当然この体制で4月からの診療が開始されるものと考えておりました。しかしながら、3月末に協力医療機関の代表者が来庁され、水曜日及び木曜日の診療を予定していた医師の手配が整わず、派遣することができない旨の報告を受けたところであります。そのため、両日を休診日として4月からの診療を開始したところでございます。この状況を早急に解消するため、4月28日に砂川市立病院を訪問し医師派遣のご支援をお願いしたところ、異例ともいえる速さで派遣を決定いただき、5月14日から水曜日・木曜日午後のみの診療を開始していただいたところでございます。一方、5月に入り協力医療機関から派遣されていた月曜日担当の医師が急遽欠員となったことから、月曜日につきましても代替医師による午後のみの診療となり、現在の診療体制となっているところでございます。

次に、2点目のご質問でございます。来月からの診療体制につきましては、木曜日が協力医療機関の医師による午前診療に変更となり、月曜日及び水曜日は午後からの診療、火曜日及び金曜日は終日診療となる予定でございます。

3点目のご質問につきましては、昨年度における午前・午後の患者数の割合につきましては、午前中が63%、午後が37%となっており、午前中の受診者が多いという状況が明確に表れているところでございます。

次に4点目の、4月以降の指定管理者の対応についてでございます。当初の想定と大きく異なる診療体制となってから既に2か月が経過しておりますが、この間、指定

管理者である仲泊医師にも可能な限りの対応を行っていただいていたところでございます。しかしながら、半日診療が過半となる現状の体制では、町民の皆様の町や診療所に対する信頼が失われ、ひいては地域医療体制そのものが損なわれかねないという強い危機感を持っています。町といたしましては、今後とも仲泊医師及び協力医療機関に対し、診療体制の早期改善に向けて強く要請していくとともに、町としても独自に医師の確保など可能な限りの対応をとってまいります。

この度、診療所の診療体制が不安定かつ不規則なものとなり、町民の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

町民の皆様が安心して受診していただける医療体制の確保に向け、スピード感を持って今後とも取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは再質問ございますか。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

答弁ありがとうございます。

まず1点目に関してですが、ここは今までの流れ、経緯を説明させていただきました。確かに予定外のことが起こったという事実なので、そこは本当に大変だったと思います。その後の対応というのは間違いではなかったのかなと思いますので、強いて言うのであればしっかりと契約書までいかなくても覚書などもやっていればもうちょっと事態が変わったのかなと思いますが、これはもう過去の話でタラレバになってしまいますので、今後に期待していきたいと思います。

次の、今後の診療体制ということでございますが、現在の体制では日替わりで5名の医師が担当しているということでございます。そこに関してもう一度確認の意味も込めて聞きたいのですが、私が思う地域医療、それはかかりつけ医とよく称されるようですが、これだけの小さい町でございますので、診療所にかかった町民について、医師は町民の顔とかその中身とかを理解した上で今後の診療方針を決めていくというのがまず一つのイメージで、今までも浦臼はそういう体制を取っていたと思います。

今回の件を受けていろんな方と、町の診療所の体制はどうなるのかという話を何人かの町民とさせていただきました。その中で多く聞かれたのは、やはり1人の医師に見ていただきたいと。先生が変わると処方も変わるし、例えば血圧一つとってもその人の基礎値があるので、単純にプラス20が高いのか低いのかというところでも、薬なども変わってくるという話もありました。そういう話もあるのかなと思いつつ、また違う角度で言いますと、1人の医師に診てもらったときには何でもないと言われたと。だけど、それでもおかしいと思って違う医師に診てもらったときに、これはちょっと危ないので紹介状を書きますので、大きい病院に行ってくださいと。それで助かったと言いますか、事なきを得たという事実も聞いています。

つまり、この地域医療というのは本当に一長一短であって、何が正解で何が間違っ

ているということはございません。しかしながら、今後の町長の考え方としては、現行の体制はこの5人体制で、一応契約が5年間だと思います。この5年間は5人体制でしっかりと進めていかれるのかというところを1点お聞きいたします。

それと医師の話ですが、もう一つは現在、砂川市立病院の医師が来られています。5月から2名、6月からは木曜日は協力医療機関の医師ということで、これは砂川の医師ではないかと思いますが、砂川市立病院の対応で今回本当に助かったと思います。答弁でもありましたとおり、速やかに対応していただきました。ただ、今後その医師5人体制がしっかりとまとまり、診療時間も午前・午後問わず以前のような形で診療が行われた場合、この砂川市立病院から派遣された医師は、もうそこでお役御免ということになるのでしょうか。それはそれで仕方ないという思いもあるのですが、せっかく作った砂川市立病院とのパイプということもあるので、それは続けた方がいいのかなとか、これも天秤にかけるとどっちがいいのかわかりませんが、しっかりと診療医師が確保された場合、砂川市立病院からの派遣医師への対応は今後どうするのか。わかっていれば、答弁の方よろしくお願ひいたします。

続いて3点目に、昨年度における午前・午後の診療の割合を聞きましたが、答弁にあるとおり圧倒的に午前中が多いのかなと思います。先日、私の娘がちょっと高熱を出しまして、診療所に行きました。その時に残念ながらコロナという診断も受けてしまったのですが、その後出席停止の5日間が終了して、それで熱とかも下がったのですが咳が止まらないということで6日目に学校を休んで、その時に火曜日に病院に行ったのです。9時ちょっと前に受付して、診療に入ったのが3番目ぐらいで、診療を受けまして出てきたときには、七、八組の患者さんが待っていたと。その時は5月でしたので、午前中にやっているのは火曜日と金曜日のみだったと思うのですが、やはり午前中に診療をやっていると患者は来るのかなというイメージを持ったわけです。その時に思ったのは、確かに具合悪くなりました、夜に具合悪くなりました、朝に具合悪くなりましたとなったときに、今日は具合悪くなったので、仕事を休んで昼から病院に行こうという人はなかなかいないと思うわけです。そういう意味では今の午前中が休診というのは、やっぱりあまりよろしくないのかなという気がします。それを含めて今後の医療体制、医師の確保が出来たときにはきっと午前もやると思うのですが、そのように受け取ってよろしいのか確認をいたします。

あともう一つ、通告書の中には16時の診察受付終了ということも書かせていただきました。これについて聞きたいのですが、今年度の4月から16時になったと思います。これは言い方に語弊があればすみません、トラブルがあったために16時になったのでしょうか。それとも最初から今年度は16時に診療受付終了ということで行う予定だったのか、そこをお伺ひいたします。今は16時に受付終了しているということで、そこに影響を受けているのがピリカ薬局です。4月・5月に、僕も仕事柄行くことがあるので話を聞きました。4月は休診日がありました、そして今も午前中は休みになっています。その影響はどうですかと聞いたときに、やはり厳しいと。ただ、ピリカ薬局というのはあくまで民間企業ではございます。ですが、浦臼の診療所がやっているやっていないでかなりの患者数、処方せんの数が変わってくるということも

あります。ですので、16時受付終了というのを今後もずっと続けていくなれば、きっとピリカ薬局も今16時半が終了時間となっていますので、そうになっていくと思うのです。ピリカ薬局自体は先ほど言ったように民間企業ですので、出来る支援はないのかもしれませんが、何か事情を聞いてあげたり手当てをすることが出来るのか、ということも一つお尋ねいたします。

そして、どうしてこのように時間や患者数のことを聞くかと言いますと、今、診療所には町からの公的資金が投入されています。今年は通常予算に組み込まれたので、3200万ぐらいですか、その金額が入っています。3年前、最初の公的資金投入の時に説明を受けたのが、診療報酬の制度が変わったことが1点と、それから患者の数が減ったことによる収入減ということを知られました。今の体制で今後はきっと医師が確保され、診療時間もしっかりと1日確保され、そうすると患者の数も多くなるのかなと思います。と思いますが、今現在、どれぐらいの試算で金額が決まったかというところに関わってきますが、今後、今のペースで行くと、これでも足りないと言病側が言い出す可能性はないのかなというのが、僕が今懸念しているところでもあります。もしそうなったときに、足りないから町としては補正予算を組むのか。それとも、いやそれは前半戦のうまく機能しないところが原因だったので、そこはやりくりしてくださいと言うのか。これは仮定の話になりますが、そういった場合に町長の考えはどうなのかもお尋ねします。

再質問としては以上です。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

再質問にお答えをいたします。

まず1点目ですけれど、今の体制が続くのかということでご質問いただきました。答弁でもお答えしましたが、当然、現行の指定管理者、協力医療機関の方々に更に診療を受けていただくような形での要請がまず第1になろうかと思います。それでも充足されない場合につきましては、可能性としてはかなり厳しいものがありますが他の医師に対しても働きかけをしていくというような形で、出来れば日替わりでは変わらないような形での体制に持っていけるよう、今後とも取り組んで行きたいと考えております。

2点目の砂川市立病院の医師につきましては、当初の約束からですが、水曜日につきましては今年度、木曜日につきましては協力医療機関からの医師が派遣されるまでということで、6月一杯ということで当初からそういう約束で進めておりますので、7月からは少し状況が変わることになります。

3番目になりますけれど、午前中が明らかに、7対3ぐらいの割合で午前中の患者さんが多いということで、本当にご迷惑をおかけしているところですが、仮に今後医師が充足されるようなことがあれば当然、午前中を優先してお話をさせていただくことになります。

4 点目につきましては、16 時終了ということで薬局さんの方にもご迷惑お掛けしているということでございます。この件につきましては直接、社長と何度か面談をさせていただいております、現状についてお聞きしているところです。やはり厳しいお言葉もいただいておりますし、このまま続くようであればかなり厳しい状態になるということをお話を受けておりますので、その点につきまして私たちも了解して理解しているところです。ご質問にもありました支援という形ですが、今現在では制度的に全くそのようなものはない状況でありますので、すぐにどうこうということにはなりません、やはり診療所と薬局はセット、一体のものではありますので、今後ともお話はさせていただいて、何とかとどまっていたけりような形にしていきたいと考えています。

5 点目ですけれど、体制的に大きく変わりました、現行予算でどうなのかというのは当然疑問に思っておられるかと思ひます。今のところは医師の診療日数、時間が減少していく方向に変わってきておりますので、今現在ではまだ十分足りているのかなと思ひておりますけれども、今後、例えば新しい医師が来られるようになったときですとかは、当然別な経費、それも今の予算の中でできる可能性はありますけれども、出来ない可能性も出てくることにもなりかねませんので、その時はまた新たにご相談をさせていただくことになると思ひます。

以上です。

○1 番（砂場明君）

すみません、16 時の受付終了になったのが既定路線なのか、それとも特別なのかについてはどうですか。

○議長（小松正年君）

お願いいたします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

4 月 1 日から新しい体制になるということで、その時点で 16 時までの診療ということで決定しておりましたので、既定路線ということが言えると思ひます。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

砂場議員。

○1 番（砂場明君）

答弁ありがとうございます。

まず一つは、16 時のことでもうちょっと掘り下げたいと思ひます。例えばこれが民間企業ですと、もう 16 時以降はお客もいないし売り上げもないから、経費削減のために閉めようという考え方もわかると思ひます。けどこの医療に関しては、本当にそれでいいのかなという疑問がまずありまして、例えばこの 16 時終了による弊害は何なのかというと、今の町立診療所に関しては内科と小児科も携わっているわけですが、その中で 16 時になるとまず高校生が学校帰りに病院に行くことができなくなります。もしかすると中学生もギリギリ間に合わない可能性もあるかもしれません。

具合が悪くても学校を休むほどではない、だけど学校に行った後に薬をもらいに行こうとなったときに、もう１６時終了ではちょっと間に合わない可能性が大きいと思います。また、今はそうでもありませんが予防接種等々があれば、学校を休んで予防接種というわけにもいかないの、やっぱりそこは放課後に行ったりするわけですよ。そういう場合も１６時終了になったときには、ちょっと対応が難しいのかなという気もいたします。ですので、先ほど言いました民間企業ならわかる話なのですが、病院としてやっている以上、１６時に閉めてしまうことが本当に正しいのかなということが今ちょっと疑問に思っていますので、それも付け加えてお聞きいたします。

いずれにいたしましても、先ほど言いましたが私が病院に行ったときに、入口のガラスに診療時間というのが書かれています。それがまだ１７時半になっていたのかな、そこが変わっていなかったの、これは特別なのか、それとも既定路線なのかという質問をしたところでございますので、今後も１６時終了を続けるのであればそういう細かいところも変えてもいいのかなと思うのですが、今言ったとおりちょっと１６時診療終了はどうなのかなと考えておりますので、その辺どう思っているのかお伺いいたします。

それと最後になりますが、４点目に今後の指定管理の対応についてどうですかとお伺いしたところ、町長からはこの間、仲泊医師にも可能な限りの対応をいただいたところでございますとありました。ですのであまりこれ以上は言いませんが、しっかりと診療体制を整えていくために、今後も診療体制の早期改善に向けて強く要請していくとともに、町としても独自に医師の確保など可能な限り対応をしてまいりますと答弁があったとおり、しっかりと話し合いをして、強く要請するところは本当に強く要請し、そこは病院の経営面も含めてだと思いたいますがそういうところをしっかりと、町の思いと病院の思いが一致するような、しっかりと話し合いを設けながら今後改善に取り組んでいただきたいと思いますと思っておりますが、町長の考えは改めてどうお思いでしょうか。

以上、再々質問とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

２点、ご質問いただきました。

１点目、１６時で本当にいいのかということでございますけれど、確かに生徒さんのことですか、それから病気ですからいつ発生するかわからない中で、診療時間が短くなるというのは決して望ましいことではないと思っていますところです。ただ、議員もおっしゃられたように、やはり診療日数が非常に少なかったというのも事実でありまして、新しい指定管理の期間に移行する前に、これも話し合いによりまして１６時ということで決定したところでございます。今回このような事態にもなりましたので、今のご意見もお伺いして、当然新しい医師も探してまいりますし、それに伴う診療時間等も可能であれば改善していく方向で協議をさせていただきたいと思いたいます。

それと最後の質問になりますけれど、確かに今の状態は決して望ましい状況ではあ

りません。本来であれば1人の医師で全て診ていただけるような体制が望ましいのはわかっておりますけれど、どこの医療機関も医師不足ということで大変苦勞されているという状況にもありまして、浦臼町だけが1人の医師を終日確保するというのは本当に厳しい状況にもなっております。そのような中ですが、100%そういう形にはならないにしても、なるべく固定された医師が対応できるようなことが私としても望ましいと当然考えておりますので、すぐに改善できるものではないかもしれませんが、その方向に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

次に発言順位4番、中川清美議員。

中川議員。

○5番（中川清美君）

令和8年第2回定例会において、町長に1点質問をさせていただきたいと思います。

まず、中東紛争における浦臼町の影響ということですが、今年の2月28日、突如アメリカとイスラエルがイランに対して攻撃を開始し、イランも対抗し紛争が始まり、いまだに和解がなされず、ホルムズ海峡が封鎖状態にあり世界的に原油が行き届かない状況により、いち早い開放停戦終結を望むところであります。

日本においても原油のナフサ不足により、あらゆるものの生産に多大な影響が出てきています。そこで本町にも影響があるものと考えますが、今現在の問題は何か。また、問題がある場合はその対処方法について伺いたいと思います。

更に本町においては、今後大きな事業である道の駅再編事業が控えております。国の地域未来交付金の補助事業として採択され、今年度実施設計、来年度工事着工の予定ですが、マスコミの報道によれば、近年の諸物価や人件費の高騰にナフサ不足が加わり建築資材の供給もままならないような状況であります。

これらのことを踏まえると、建築費が30%高騰するとの情報も聞こえてきます。道の駅については実施設計が終わっていないため実際の建設費用はまだ出ていませんが、仮に当初想定していたものと比べて30%高い建設費用となった場合でも何とかしてやり抜く決意があるのか、町長の考えを伺います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

中川議員のご質問にお答えいたします。

軍事攻撃に端を発する関係国間の経済制裁や海峡封鎖に伴う海上輸送の停滞など、中東情勢の不安定化は日本に限らず、全世界へと波及しております。ご質問にあります原油やナフサの供給不安に伴う影響により、本町の行政運営にも問題が生じています。

まず、現状における具体的な問題といたしましては、物品調達における価格上昇は

もとより、発注工事における資材の確保が困難になってきていること、指定ごみ袋の調達において、ビニールそのものや印刷用塗料の価格上昇に伴う大幅な納品価格改定が見込まれること、短期間での価格改定や発注時期を逃すと納期が見込めなくなるといった予算執行上の問題などが挙げられます。

これらの問題への対処法といたしましては、建設工事の早期発注により受注者側での資材の速やかな確保に資すること、納期を考慮した発注により資材や物品の必要数量を確保することにより、価格上昇に伴う影響の抑制などに努めております。

建設工事においては、必要に応じた工期の延長など柔軟に対応することや、物品調達において価格上昇に伴い、必要数量が確保できない場合には補正予算措置のうえ対応することも考えられます。

次に、道の駅再整備事業につきまして、ご指摘のとおり本年度に実施設計を行いますので、建設費にどの程度の影響が出てくるか、現時点では明確なものはございません。そのような状況での答弁となりますが、本事業は当初の構想から10数年が経過し、その間議会の皆様、町民の皆様と議論を重ね、ご意見をいただきながら具体化し、そして本年財源確保の見通しが立ったことで、ようやく実現に向けて大きく踏み出したところでございます。このタイミングで起きた現下の状態に不安がないわけではありませんが、将来的に状況が改善される保証はなく、今回は最後の機会という思いで本事業に臨んでいく考えでいます。今後とも社会情勢や建設市場の動向に十分注意するとともに、財源の確実な確保に向け取り組んでまいります。また、実施設計において概算事業費が算定される早い時点で議員の皆様にご説明をさせていただき、慎重に進めていく考えでございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは再質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

答弁ありがとうございました。

まず、本町におけるこれからの問題、また対処法をお聞きしたところであります。今、テレビの放送でよくされるのがごみ袋の不足ということで、本当にスーパーにおいてはごみ袋の棚がもう空の状態が、テレビでも映されているところであります。確か以前に浦臼でごみ袋が変わったときには、古いごみ袋の在庫が相当量あったと私も記憶しておりまして、そういうところの交換に対しては順調にいったと思っています。

今回、このごみ袋については全国的なものであって、やはりああいうマスコミ報道により町民の方も耳にするとところでありますので、浦臼町においての状況等については広報や防災無線等でも周知をしていただいて、しっかり安心して対処いただけるよう周知もされるべきではないかなと思っていますところであります。どうしてもマスコミというのはそういった点を取り上げて大きく報道しているわけなので、その辺しっかりと町民に周知をしていただきたいなと思っていますところでございますので、その

点よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと道の駅のことではありますが、先日、実施設計の入札が終わりまして、落札されたということで聞いておりますが、これからは実施設計後、工事に向かうものとなります。工事の入札においては物価の高騰、そして中東紛争による物流の停滞により、入札予定事業者が経費を全く見込むことができない状況ではないかなと。また、果たして工期内の施行、工事ができるのか。非常にそういうところの不安が事業者にはあると聞いています。そして、入札したときに応札があるのか、それも非常に心配されるところでもあります。

先日6月8日の道新に掲載されていましたが、小樽のプール付き体育館において昨年入札したところでありますけれども、事業費が90億に対して入札の金額に40億の乖離もあって不調となったという記事もありましたし、また6月5日の記事にも、全国的に工事が遅れている状況で、資材入荷待ちというような状況になっていることが報道もされていたところであります。果たして道の駅が入札までいったときに順調に進むのか。本当にこれ想像の話なのですが、まだ確定とかそういうことではないので拙速なことでもありませんが、入札状況についても非常に心配されますし、工事の進捗状況もやっぱり心配されているところでもあります。

現在の道の駅のトイレの状況ですが、入口の自動ドアのレールといいましょうか、あれがもう本当にガタガタで、ひょっとしたら入ったら出れなくなるような、そういう状況でもあります。そのようなことが起きたらもう大変で、今の時代ですからすぐに情報は流れてしまいますし、トイレにおいても使用不可の便器もあるということで、本当に全道の道の駅を見ても、ちょっと不具合が大きく目立つ道の駅のトイレではないかなと私も見ていたところでもあります。

これも想定の話ですが、入札等が順調に進まないというときには、最低でもトイレだけでも改修が必要ではないかなと自分も考えているところでもあります。これは未来型交付金で、一体型の道の駅の構想で交付金がついたところでもあります。現状を見たときに、なかなかそういった状況で事業が進まないとなった場合に、最低でもトイレだけでも改築、新築というようなことも考えられないか。想定の話なのですが、その辺の考えがあれば聞きたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（小松正年君）

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

ご質問のありましたごみ袋の件について答弁させていただきます。

今、札幌市で結構ごみ袋の買い占めがあるということで、ちょっと過剰反応しすぎなのかなという思ひもあるのですけれども、当町につきましては購入している業者と随時連絡を4月から取っているところでございます。まず、年内のごみ袋につきましては確保をしてございます。ただ、ナフサがどうしてもちょっと足りないということで話は聞いているところですが、もし必要な場合につきましては早めに連絡をいただきたいということで情報を共有してございます。

また、購入業者からはナフサの関係で、6月1日から現行価格より32%アップし

たいという話を聞いているところでございます。今のところごみ袋につきましてはあるのですが、もし買い占めとかそういう事態が起きて足りないときには、現予算がまだありますのでそれを活用してごみ袋を補充したいと思っているところでございます。

周知につきましても、買い占めということがありますので、そこは内部で検討して広報等でお知らせしたいと思っています。

以上です。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

2点目の道の駅についてお答えをいたします。

本当に議員おっしゃるように先が見通せないといえますか、このイラン情勢がいつまで続くのか、終われば今の状態が解消されるのか、本当に何もわからない状態で最初の答弁をさせていただきました。当然現在の意思、決意を述べさせていただいたものですので、現実的に数値が出てきたときにどう判断するかは、やはり1回立ち止まらなくてはならないのかなとは思っております。

いずれにいたしましても、ようやく実施設計を出したばかりですので、金額が出てくるのはまだかなり先の話になります。そういう判断をするのは例えば年明けといったことにもなりますので、その時点でトイレだけでもという考え方はちょっと難しいのかなと思っております。補助事業ですので、補助金というのは前年度に、例えば今年度中に来年度の申請を上げるというスケジュールになりますので、その金額で本当にそのまま補助申請していいのかどうかを判断するタイミングというのはやっぱり年明けになろうかと思っております。道の駅につきましてはそういうタイミングになろうかと思えますし、それによってトイレだけという考えにはなかなかないかなと思っておりますので、道の駅全体を通して判断していくことになろうかと思えます。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

今、答弁いただいたところでありますけれども、これはもう今後の想定の話でしか出せないというような状況でもありますので、今後は議会とも、いろいろ幹部の方とも話を進めながら大切に進めていただきたいと思っておりますし、町長も今2期目ということでありますけれども、1期目はコロナの真っ最中のところでありまして、思ったとおりの行動はできなかったところであります。

今回、10年越しの道の駅ということで取り組んだところでありますけれども、ちょっとまたイラン紛争に遮られてしまいまして、非常に苦渋の決断をしなければならない、本当に大変なことではないかなと思っておりますが、町長の答弁の中で今回が最後の機会ということも言われておりました。しっかりと我々もサポートしながら、この事業を成功に向けて進めていきたいと考えておりますので、議会と町と一緒になっ

て進められるよう私たちも頑張りますので、何とか遂行していただきたいと思っております。

答弁は要りません。ご期待を申し上げまして、私の質問とさせていただきます。大変どうもありがとうございました。

○議長（小松正年君）

これをもって一般質問を終わります。

それでは昼食のため休憩といたします。

再開時間を午後１時３０分といたします。

休憩 午前１１時４６分

再開 午後 １時２７分

○議長（小松正年君）

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第６ 報告第１号

○議長（小松正年君）

それでは日程第６、報告第１号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告内容の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、議案書の５ページをお開きください。

報告第１号 繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和７年度浦臼町一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により報告する。

令和８年６月１１日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法施行令の規定により、５月３１日までに繰越計算書を調製いたしましたので、今回その内容をご報告させていただくものでございます。

次のページをお開きください。

令和７年度浦臼町一般会計に係る繰越明許費繰越計算書でございます。

初めに、２款総務費、１項総務管理費、事業名、ＪＲ地籍測量等事業といたしまして、金額６９３万円。翌年度繰越額は同額の６９３万円でございます。当事業につきましては、令和７年度浦臼町一般会計補正予算（第９号）におきまして繰越明許費の補正の議決をいただきました事業でございます。財源内訳につきましては、鉄道施設撤去受託事業収入を充当するものでございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、事業名、物価高騰対応重点支援地方創生事業といたしまして、金額4460万円。翌年度繰越額は3030万円でございます。当事業につきましては、令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）及び（第9号）におきまして繰越明許費の補正の議決をいただきました事業でございます。財源内訳につきましては、国庫支出金、地方創生臨時交付金2407万円、一般財源623万円でございます。

続きまして、5款農林水産業費、1項農業費、事業名、水利施設等保全高度化事業といたしまして、金額1億1775万円。翌年度繰越額は1600万円でございます。当事業につきましては、令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第5号）におきまして繰越明許費の補正の議決をいただきました事業でございます。財源内訳につきましては、地方債、農業施設事業債といたしまして100万円。その他といたしまして、道補助金、水利施設等保全高度化事業補助金1037万8000円。分担金及び負担金、受益者負担金として459万3000円。一般財源2万9000円でございます。

次に8款消防費、1項消防費、事業名、高機能消防指令システム整備事業といたしまして、金額1億4573万8000円。翌年度繰越額は3056万6000円でございます。当事業につきましては、令和7年度浦臼町一般会計補正予算（第9号）におきまして、繰越明許費の補正の議決をいただきました事業でございます。財源内訳につきましては、地方債、消防債といたしまして3050万円。一般財源6万6000円でございます。

以上が、報告第1号の内容でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告については、報告済みといたします。

◎日程第7 報告第2号

○議長（小松正年君）

日程第7、報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告内容の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和7年度浦臼町下水道事業会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和8年6月11日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございます。令和 7 年度浦臼町下水道事業会計予算の繰越明許費につきまして、地方公営企業法の規定により繰越計算書を調製しましたので、今回その内容を報告するものでございます。

次のページをお開きください。

令和 7 年度浦臼町下水道事業会計予算繰越計算書、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名、石狩川流域下水道事業、令和 7 年度予算計上額 233 万 8000 円のうち、令和 7 年度中の支払義務発生額 160 万 1675 円。翌年度、令和 8 年度への繰越額 55 万 4000 円でございます。この翌年度繰越額の財源内訳でございますが、企業債が 50 万円、当年度分損益勘定留保資金 5 万 4000 円で、不用額につきましては 18 万 2325 円となっております。内容につきましては、奈井江浄化センター設備更新工事につきまして資材の入手難により特注品である制御盤の納入が遅れ、年度内の工事完了が困難な状況となり、年度内に事業を完成できないことが理由でございます。

以上が、報告第 2 号の内容説明でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書の報告については、報告済みとします。

◎日程第 8 報告第 3 号

○議長（小松正年君）

日程第 8、報告第 3 号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。

報告内容の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、議案書の 9 ページをお開きください。

報告第 3 号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、浦臼町土地開発公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 11 日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、地方自治法の規定により、浦臼町土地開発公社に係る令

和 7 年度事業報告及び決算報告並びに令和 8 年度事業計画及び事業予算に関する書類を作成し、今回その内容を報告させていただくものでございます。

本報告案件につきましては報告書として配付させていただいておりますことから、要点についてのみご説明とさせていただきます。

初めに、令和 7 年度の事業及び決算状況をご説明申し上げます。

別冊、令和 7 年度事業報告書及び収入支出決算書の 2 ページをお開きください。

事業内容でございますが、本公社が平成 28 年度より計画を進めてまいりました旧田宮団地分譲事業は、令和 7 年度末におきまして 2 区画の分譲を行ってまいりました。令和 8 年度につきましては、更に 1 区画の分譲を計画しており、既存分譲地の販売状況や町内動向を勘案し、今後の分譲計画を進めてまいりたいと思っております。

次に、理事会の開催状況でございますが、当年度につきましては 2 回の開催となっており、内容につきましては報告書記載のとおりでございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、決算状況をご説明いたしますので次のページをお開きください。

浦臼町土地開発公社決算報告の（１）決算運用書をご覧ください。

収入決算額につきましては、前年度繰越金、事業外収入の受取利息を合わせまして、210万9059円でございます。

次のページをお開きください。

支出の執行額につきましては、人件費及び経費を合わせました一般管理費と繰越金を合わせまして、収入決算額と同額の 210万9059円でございます。詳細につきましては、次ページ以降の財産目録、出資金明細表、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書をご高覧いただきたいと存じます。

続きまして、令和 8 年度事業計画及び収入支出予算についてご説明を申し上げます。

別冊、令和 8 年度事業計画書及び収入支出予算書の 2 ページをお開きください。

令和 8 年度の事業計画につきましては、先ほど申し上げました分譲事業計画といたしまして、旧田宮団地分譲事業を計画してございます。金額並びに分譲地の概要につきましては記載のとおりでございますので、ご高覧いただきたいと存じます。

4 ページをお開きください。

令和 8 年度収入支出予算資金計画書でございます。

収入につきましては、前年度繰越金 197万4000円。旧田宮団地分譲地の売却収入を見込み、事業収入として 177万6000円。受取利息 5000円の事業外収入を合わせまして 375万5000円を計上してございます。

次のページをお開きください。

支出につきましては公社の運営経費であります一般管理費のほか、予備費、繰越金を合わせまして、収入と同額の 375万5000円を計上してございます。人件費並びに経費明細書につきましては、6 ページに記載のとおりとなっておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、要点をご説明申し上げまして、浦臼町土地開発公社の経営状況のご報告とさ

させていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

報告第3号 浦臼町土地開発公社の経営状況の報告については報告済みとします。

◎日程第9 議案第19号

○議長（小松正年君）

日程第9、議案第19号 令和8年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

安田主幹。

○総務課主幹（安田良弘君）

それでは、補正予算書のご用意をお願いいたします。

議案第19号 令和8年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）。

令和8年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ9051万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億9551万円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月11日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。

8ページをお開きください。主なものについてご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額11万4000円の追加でございます。7節報償費におきまして、町政功労者2名及び特別表彰1団体の表彰記念品購入に係る計上でございます。10節需用費におきまして、表彰に係る記念撮影費用の計上でございます。

4項1目戸籍住民基本台帳費、補正額26万2000円の追加でございます。12節委託料におきまして、特定在留カードのマイナンバーカード一体化対応に係る費用を計上するものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費、補正額17万9000円の追加でございます。10節需用費におきまして、農産物処理加工施設貫流ボイラーの漏水修繕費用を計上するものでございます。

6款商工費、1項商工費、2目観光費、補正額1259万4000円の追加でございます。10節需用費におきまして、自然休養村センターの厨房各種建具改修費用等を計上するものでございます。14節工事請負費におきまして、鶴沼公園ボートデッキ改修及びいこいの森公園トイレ屋根外壁改修費用を計上するものでございます。

8款消防費、1項消防費、3目災害対策費、補正額246万8000円の追加でございます。地域未来交付金（地域防災緊急整備型）の交付決定に伴い、防災用品等備蓄品の整備数量等精査により、10節需用費を減額し、10ページをお開きください、17節備品購入費を増額計上するものでございます。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理教育振興費、補正額28万4000円の追加でございます。17節備品購入費におきまして、薬品庫1台の更新費用を計上するものでございます。

5項保健体育費、2目保健体育施設費、補正額118万8000円の追加でございます。17節備品購入費におきまして、ふるさと運動公園野球場ダッグアウトベンチ12台の更新費用を計上するものでございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金、補正額7257万4000円の追加でございます。22節償還金利子及び割引料におきまして、縁故債繰上償還に係る償還額の減として452万6000円の減額。縁故債繰上償還実施分として7710万円を計上するものでございます。なお、財源につきましては、減債基金から繰入れを行うものでございます。

2目利子、補正額190万5000円の追加でございます。22節償還金利子及び割引料におきまして、元金に関連し、繰上償還分の利子を計上するものでございます。

歳出合計、9051万円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、補正額324万3000円の追加でございます。歳出にてご説明の薬品庫更新に係る補助金及び学校給食費支援事業に係る交付金を計上するものでございます。

6目総務費国庫補助金、補正額263万円の追加でございます。歳出にてご説明の防災用品等備蓄品整備に係る交付金を計上するものでございます。

15款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金、補正額80万円の減でございます。対象事業費精査に伴う交付金の減額でございます。

21款繰入金、1項基金繰入金、1目基本財産繰入金、補正額8543万7000円の追加でございます。1節財政調整基金繰入金におきまして、財政調整に伴い財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。3節減債基金繰入金におきまして、縁故債繰上償還のため減債基金から繰入れするため計上するものでございます。

歳入合計、歳出と同額9051万円の追加でございます。

以上が、議案第19号 令和8年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。
歳入歳出一括して質疑を受けます。
質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。
これより議案第19号を採決します。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。
(賛成者起立)

○議長（小松正年君）

起立全員です。
したがって、議案第19号 令和8年度浦臼町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第20号

○議長（小松正年君）

日程第10、議案第20号 令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
吉村主幹。

○住民課主幹（吉村美紀君）

議案第20号 令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。
令和8年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ255万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2424万1000円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月11日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出よりご説明いたしますので、8ページをお開きください。

1款総務費、3項1目職員給与費、255万9000円の減額でございます。4月

1 日付人事異動により、人件費の見直しを行ったためでございます。

2 款 1 項 1 目空知中部広域連合納付金について、財源更正を行うものとなっております。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6 ページをお開きください。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、1 5 8 万 6 0 0 0 円の追加でございます。子ども・子育て支援納付金の創設に伴い、令和 8 年度から新たに賦課徴収が開始されることに伴う追加でございます。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、1 0 5 万 9 0 0 0 円の減額。2 項 1 目基金繰入金、3 0 8 万 6 0 0 0 円の減額でございます。先ほどご説明いたしました、子ども・子育て支援金創設に伴う国民健康保険税の増額及び歳出で説明いたしました、人事異動により人件費の見直しを行ったため、繰入金を減額するものであります。

歳入合計、歳出と同じ 2 5 5 万 9 0 0 0 円の減額となっております。

以上が、議案第 2 0 号 令和 8 年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第 2 0 号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第 2 0 号 令和 8 年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 2 1 号

○議長（小松正年君）

日程第 1 1、議案第 2 1 号、浦臼町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○住民課長（明日見将幸君）

議案書の１０ページをお開き願います。

議案第２１号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町税条例（昭和２５年浦臼町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

令和８年６月１１日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和８年政令第８３号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和８年総務省令第４５号）の公布等に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

主な部分を別冊参考資料新旧対照表によりご説明申し上げますので、資料の１ページをお開き願います。

条例第３４条の７では、復興特別所得税の課税期間の延長、防衛特別所得税の創設に伴いまして改正を行うものでございます。

条例第３６条の２、次のページをお願いいたします、同条の３の２、次のページをお願いいたします、同条の３の３でございますが、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出範囲が見直しになりまして、それぞれ条文の文言整理を行い、改めるものでございます。

続きまして、６ページをお開き願います。

第６３条では、固定資産税が課税されない課税標準額の免税点の改正でございます。家屋につきましては３０万円に、償却資産は１８０万円になるものでございます。なお、土地につきましては変更がございません。

また、条例改正後の影響見込み額でございますが、家屋につきましては約３６万円の減少、償却資産につきましては約２０万円の減少を見込んでいるところでございます。

次に附則第６条では、令和９年度までの時限措置でありました、特例期間を恒久化する改正となっているものでございます。

続きまして、附則第７条の３でございますが、これにつきましては制度を受けられる期間、また、控除を受けられる期間を延長する改正となっているものでございます。

次のページをお開き願います。

同条の４、附則第９条の２では、復興特別所得税の課税期間の延長と防衛特別所得税の創設に係る課税の見直しに伴う所要の改正となっているものでございます。

次に附則第１７条の２では、特例の見直しにおける文言の改正を、同条第４項では、法に基づきまして一定の区域内にあります土地につきましては、土地の譲渡に該当しないことを新たに追加するものでございます。

次に附則第１９条では、特定暗号資産取引に係ります課税の特例につきまして、法規定の新設によりまして条文を追加するものでございます。

議案書の１４ページにお戻り願います。

附則 施行期日でございますが、第１条、本条例につきましては令和９年１月１日から施行するものでございます。ただし、第１号につきましては令和９年４月１日から、第２号につきましては令和１０年１月１日から、第３号につきましては政令で定める日から施行するものでございます。

第２条では、町民税に関する経過措置を定める規定となっているところでございます。

それでは、議案書の１６ページをお開き願います。

第３条では、固定資産税に関する経過措置を定める規定となっているところでございます。

以上が、議案第２１号 浦臼町税条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第２１号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第２１号 浦臼町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第２２号

○議長（小松正年君）

日程第１２、議案第２２号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

吉村主幹。

○住民課主幹（吉村美紀君）

議案書の１７ページをお開き願います。

議案第２２号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町国民健康保険税条例（昭和４１年浦臼町条例第１２号）の一部を次のように改正する。

令和８年６月１１日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）」及び「地方税法施行令及び国有資産等所有市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第１１９号）」の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきまして、主な部分を別添参考資料によりご説明いたしますので、資料の１１ページをお開きください。

なお、今回の主な改正は令和８年５月１５日に開催いたしました、国民健康保険税審議会からの答申による税率改正と、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う子ども・子育て支援金の課税について規定するための改正でございます。

第２条におきましては、子ども・子育て支援納付金課税額の課税方式を規定するもの、及び基礎課税額の限度額を１万円引き上げ、６７万円に改めるものです。

次ページをお開きください。

第３条では、医療分に係る所得割の税率を７％から６．５％に改めます。

第５条及び第５条の２では、医療分に係る均等割を１万４０００円に、平等割を１万円に引き下げる改正を行っております。また、特定世帯及び特定継続世帯はそれぞれ５０００円、７５００円に改めます。

１３ページをお開きください。

第６条では、後期高齢者支援分に係る所得割の税率を２．３％から２．２％に改めます。

第７条の２及び第７条の３では、後期高齢者支援分に係る均等割、平等割を２５００円に引き下げる改正を行っております。また、特定世帯及び特定継続世帯はそれぞれ１２５０円、１８７５円に改めます。

第８条では、介護分に係る所得割の税率を１．６％から１．５％に改めます。

第９条の２及び第９条の３では、介護分に係る均等割、平等割を４０００円に改めます。

１４ページをお開きください。

第９条の４から第９条の７では、子ども・子育て支援納付金課税額の創設に伴い、税率を定めるものです。

第２１条では、軽減判定所得の基準額引上げに関する改正及び所得基準による国民健康保険税の軽減額を、税率改正により改めるものです。

次ページをお開きください。第１号が７割軽減の改正、１６ページの第２号が５割軽減の改正、１８ページの第３号が２割軽減の改正となります。

１９ページをお開きください。

第２１条第２項については、未就学児に係る均等割額の軽減額を、医療分及び後期

高齢者支援分は改正し、子ども・子育て支援分は新設するものです。

次ページをお開きください。

第21条第3項については、出産被保険者に係る産前産後期間の子ども・子育て支援分の所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の免除について規定するものです。

次ページをお開きください。

第21条第4項については、18歳未満被保険者における子ども・子育て支援分の被保険者均等割額の軽減について規定するものです。

附則については、子ども・子育て支援納付金の創設に伴い、規定を整備するものです。

議案書22ページにお戻りください。

附則 施行期日、この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用します。

適用区分、この条例による改正後の規定は、令和8年度以後の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることといたします。

以上が、議案第22号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第22号 浦臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第23号

○議長（小松正年君）

日程第１３、議案第２３号 浦臼町米穀乾燥調製貯蔵等施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

馬狩課長。

○産業課長（馬狩範一君）

議案第２３号 浦臼町米穀乾燥調製貯蔵等施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町米穀乾燥調製貯蔵等施設設置及び管理に関する条例（平成１７年浦臼町条例第２３号）の一部を次のように改正する。

令和８年６月１１日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、人件費や物価の高騰により施設の運営維持コストが増大していることから、受益者負担の原則に基づき利用料の上限を引き上げるものでございます。

内容につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料最終ページ、２６ページをお開き願います。

第９条、利用料の上限を１俵当たり「５００円」を「１０００円」に改めるものでございます。

議案書２４ページにお戻りください。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第２３号 浦臼町米穀乾燥調製貯蔵等施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより、議案第２３号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第２３号 浦臼町米穀乾燥調製貯蔵等施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 同意第２号

○議長（小松正年君）

日程第１４、同意第２号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

同意第２号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて。

固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４２３条第３項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年６月１１日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、議案に記載のとおりでございます。

氏名につきましては、砂田 修。

生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

選任理由につきましては、任期満了によるものでございます。

以上が、同意第２号に係る説明でございます。ご審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

お諮りします。

同意第２号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第２号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについては、同意することに決定されました。

◎日程１５～２６ 同意第３号～同意第１４号（一括議題）

○議長（小松正年君）

お諮りします。

日程第１５、同意第３号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてから、日程第２６、同意第１４号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてまでの１２件については関連がありますので、一括議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第１５、同意第３号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてから、日程第２６、同意第１４号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてまでの１２件については、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

同意第３号から同意第１４号までの、浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについてを、一括してご説明申し上げます。

議案書２６ページをお開きください。

同意第３号 浦臼町農業委員会委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年６月１１日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和８年７月１９日に任期満了となる農業委員会委員について、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意第３号では土橋 直生氏を、同意第４号では鎌田 和久氏を、同意第５号では古橋 優一氏を、同意第６号では石井 文彦氏を、同意第７号では則本 洋希氏を、同意第８号では大塚 秀司氏を、同意第９号では江上 教之氏を、同意第１０号では石橋 和博氏を、同意第１１号では西島 一洋氏を、同意第１２号では柴田 勉氏を、同意第１３号では田村 将人氏を、同意第１４号では加藤 幸嗣氏を、それぞれ任命しようとするものでございます。

なお、各氏の住所と生年月日はそれぞれの議案に記載してありますので、ご確認願います。

以上が、同意第3号から同意第14号までの説明でございます。ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。
これより討論を行います。討論は一括して行います。
討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。
お諮りします。

同意第3号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてから、同意第14号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてまでの12件について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第3号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてから、同意第14号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてまでの12件については、同意することに決定されました。

◎日程第27 同意第15号

○議長（小松正年君）

日程第27、同意第15号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。

砂場明議員は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

（砂場議員退場）

○議長（小松正年君）

それでは、提案理由の説明を求めます。
川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

同意第15号 浦臼町農業委員の任命の同意を求めることについて。

農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月11日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和８年７月１９日に任期満了となる農業委員会委員について、農業委員会等に関する法律の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は砂場 聡子。

住所と生年月日は、議案に記載のとおりでございます。

以上が、同意第１５号の説明でございます。ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小松正年君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

お諮りします。

同意第１５号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについて、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、同意第１５号 農業委員会委員の任命の同意を求めることについては、同意することに決定されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ２時１７分

（砂場議員入場）

再開 午後 ２時１７分

○議長（小松正年君）

会議を再開いたします。

◎日程第２８ 意見書案第２号

○議長（小松正年君）

日程第２８、意見書案第２号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木

材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

本件について、会議規則第３９条第２項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第２号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって討論を終わります。

これより議案第２号を採決します。

本案を、原案のとおり採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、意見書案第２号　ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施設の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり採択されました。

◎日程第２９　所管事務調査について

○議長（小松正年君）

日程第２９、所管事務調査についてを議題とします。

総務産業常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第７３条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会

中の調査に付することに決定しました。

◎日程第３０ 議員の派遣について

○議長（小松正年君）

日程第３０、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（小松正年君）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全て終了しました。

したがって、令和８年第２回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 ２時２０分